

図書の購入・町民ホールの改修工事などを計画

4,328万円を増額、一般会計予算は66億2,357万円

一般会計補正予算第7号

(全員賛成で可決)

一般会計補正予算第8号

(全員賛成で可決)

今回の一般会計補正予算は、平成22年度予算の歳出執行残の減額と併せて、国の補正予算で創設された「住宅耐震改修等緊急促進事業」による木造住宅耐震改修事業費の追加や、「住民生活に光をそそぐ交付金」の増額による小・中学校、中央公民館の図書購入費及び中央公民館町民ホールの改修工事費の追加、下水道事業に係る過疎債への振り替えに伴う繰出金の追加などを行っています。

3月定例会中に追加提案された一般会計補正予算は、町立病院の医療機器整備に係る事業費のうち4000万円が国の補助対象となったことから、その充当財源として病院事業会計へ繰り出すこととしていた過疎債分2000万円を減額するものです。その結果、歳入歳出それぞれ66億357万円としました。



改修工事が行われる町民ホール

【一般会計補正 歳出の主なもの】

項目	増減額	補正後の予算額	主な内容
総務費	増額 8,121万7千円	11億7,908万7千円	財政調整基金積立金追加
民生費	減額 3,061万9千円	22億5,069万3千円	国民健康保険特別会計繰出金追加、後期高齢者医療療養給付費負担金減額、介護保険広域連合負担金減額
衛生費	減額 436万2千円	8億7,494万1千円	妊婦健診委託料減額、衛生センター修繕料減額
農林水産業費	減額 437万9千円	8,354万9千円	活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金減額
土木費	増額 995万2千円	4億7,715万1千円	住宅耐震改修等緊急促進助成金追加
教育費	減額 254万3千円	5億3,030万8千円	公民館工事費追加

その他の補正予算

- 国民健康保険事業特別会計(第4号)
(全員賛成で可決)
- 国民健康保険事業特別会計(第5号)
(全員賛成で可決)
- 老人保健特別会計(第3号)
(全員賛成で可決)
- 後期高齢者医療特別会計(第2号)
(全員賛成で可決)
- 住宅新築資金等特別会計(第1号)
(全員賛成で可決)
- 病院事業会計(第3号)
(全員賛成で可決)
- 病院事業会計(第4号)
(全員賛成で可決)
- 介護老人保健施設事業会計(第3号)
(全員賛成で可決)
- 流域関連公共下水道事業特別会計(第4号)
(全員賛成で可決)
- 水道事業会計(第3号)
(全員賛成で可決)

条例の改正

今議会では、「鞍手町附属機関設置条例」の改正など9件の条例改正案を審議し、いずれも可決しました。また、議員発議により提案された「鞍手町環境美化に関する条例」の一部を改正する条例については、審議の結果、否決されました。

第5次行財政改革プランを実施するため

〔附属機関設置
条例の一部を改正〕

〔全員賛成で可決〕

町内小中学校の再編に向けた委員会を附属機関として位置づけ、町立病院、介護老人保健施設のあり方について専門的見地からの検討を行うための委員会を附属機関として位置づけるため、附属機関設置条例の一部が改正されました。

職員定数の適正化に努めるため

〔職員定数条例の
一部を改正〕

〔一部を改正〕

〔全員賛成で可決〕

平成23年1月24日に策

〔全員賛成で可決〕

特別職等の報酬について、平成23年1月17日に鞍手町特別職報酬審議会に諮問され、平成23年2月7日に特別職等の報酬等に関する答申がなされたこと、また議会活性化等に関する調査特別委員会の調査に基づく報告及び第5次行財政改革プランにより職員の旅費に関する条例の一部を改正することに伴い、町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部が改正されました。

国家公務員の育児休業等の法律が改正されたため

〔職員の子育て休業等に関する
条例の一部改正〕

〔全員賛成で可決〕

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、町職員の育児休業等に関する条例の一部が改正されました。

議員の報酬を5%減額

〔町議会議員の議員報酬及び
費用弁償に関する条例
の一部改正〕

〔一部を改正〕

等に関する答申がなされたこと及び、第5次行財政改革プランにより職員の旅費に関する条例の一部を改正することに伴い、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部が改正されました。

特別職等の報酬について、平成23年1月17日に鞍手町特別職報酬審議会に諮問され、平成23年2月7日に特別職等の報酬等に関する答申がなされたことに基づき、特別職の職員との給与に關する条例の一部が改正されました。

町長・副町長・教育長の給料を2%減額

〔特別職の職員との給与に関する
条例及び教育委員会教育長の
給与等に関する条例の一部
を改正〕

〔賛成8・反対2で可決〕

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償を減額

〔特別職の職員で非常勤の
者の報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正〕

〔全員賛成で可決〕

特別職等の報酬について、平成23年1月17日に鞍手町特別職報酬審議会に諮問され、平成23年2月7日に特別職等の報酬

〔全員賛成で可決〕

平成23年1月24日に策定された第5次行財政改革プランに基づき、出張旅費の更なる削減に努めるため、職員の旅費に関する条例の一部が改正されました。

宿泊料の廃止

〔証人の実費弁償に関する
条例の一部を改正〕

〔全員賛成で可決〕

第5次行財政改革プランにより職員の旅費に関する条例の一部を改正することに伴い、証人等の実費弁償に関する条例の一部が改正されました。

障がい者等の地域生活を支援

〔議会の議員その他非常勤の
職員の公務災害補償等に
関する条例の一部を改正〕

〔全員賛成で可決〕

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏

まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間に、障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律が平成22年12月10日に公布されたことに伴い、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部が改正されました。

ゴミ等の不法投棄に対し罰則規定を設ける

〔環境美化に関する条例の
一部を改正〕

〔賛成4、反対8で否決〕

ゴミの不法投棄に加えて、放置車輛等に関する規定を加え、法律及び条令の実効性を高めるために、不法行為に対する罰則規定を設けるもの。関係機関との調整不十分という理由により否決されました。